

第1号議案 2006年度事業・活動報告に関する件

はじめに

NPOバンク事業組合は、北海道NPOバンクを支えるための仕組みとして立ち上がりました。そして、これまで総額約4,700万円の資金を原資とし、北海道NPOバンクを支えて来ました。その実績たるやNPOバンクの北の先駆けとして、NPO活動の健全な広がりにも寄与したと自負できるかと思えます。これもひとえに組合に加盟して下さった皆様のご協力の賜物と感謝申し上げます。

さて、当初は「NPO?」と怪訝な顔をされる事が多かったのですが、今では、お店で何かを買って、領収書の宛名書きを頼んでも、聞き返されることなく、アルファベットと漢字を組み合わせて「NPO 法人〇〇〇」と書き入れてもらえるようになりました。一方では、NPOやNGOという名称の公共性を騙って、法令違反をする法人もニュースに載るような事態も生じています。マスコミの影響が大きいのでしょうか、NPOという呼び名が、やっと世間一般の方々に浸透してきたように感じます。

しかし、NPOへの風向きが変わったとはいえ、その経営を考えると、資金調達が安定的に可能で、返済もできる活動を維持してゆくことは、一般企業や市民協働化を推進する行政運営の変化から、難しさが増したとも言えるかもしれません。今後のNPOバンク事業組合は、他の支援組織や専門NPOと連携をとりながら、NPO経営マネージメントまで踏み込みこんだ資金の有用利用をサポートしてゆくことが必要な時代なのかもしれません。

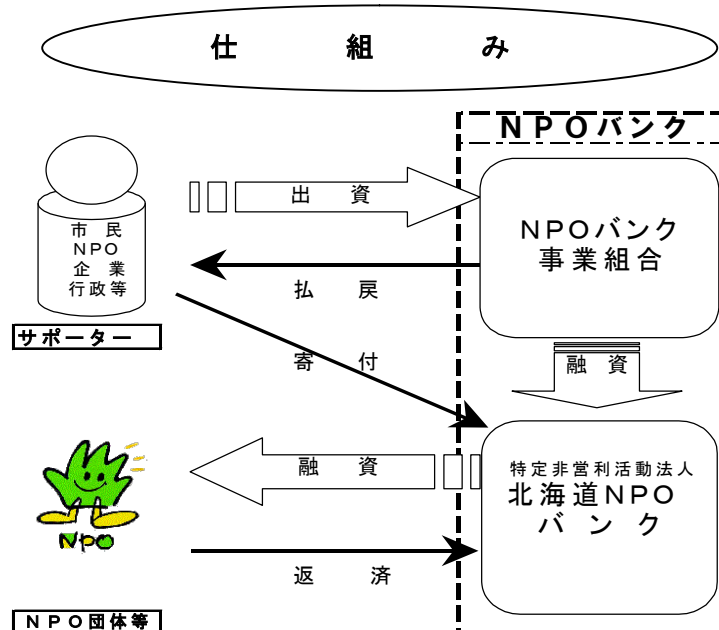
このようなNPOを取り巻く環境の変化がある中、2006年度の事業報告と次年度の事業計画をご審議して頂きますので、よろしくお願い申し上げます。

NPOバンク事業組合 理事長 高木晴光

※NPOバンクとは

様々な地域課題の解決や、地域資源の活用などに積極的に取り組むNPOなどの市民活動団体に融資する金融システムの総称です。

サポーターからの出資を受けるNPOバンク事業組合と、NPOなどの市民活動団体に融資する特定非営利活動法人北海道NPOバンクにより構成されます。



【事業内容】

1 出資状況(2007年6月末現在)

NPOバンク(NPOバンク事業組合／北海道NPOバンク)の原資増加を図るべく、パンフレットの作成、ホームページによる掲示などに努めました。

■出資総額(累計) 41,179,500円(対前年+1,860,000円)

■出資団体等(累計)

NPO:99 企業・団体:6 行政:1 個人:131

2 融資状況(2007年6月末現在)

特定非営利活動法人北海道NPOバンクに対して、劣後ローンにより融資を行いました。

■融資総額(累計) 37,000,000円

うち500万円は三ヶ月ローン資金枠

3 関係団体との連携

- (1) 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、資金面でのNPO支援を行いました。
- (2) 日本NPO学会と連携して06年8月「第1回NPO夏の北海道セミナー」を開催しました。
- (3) 特定非営利活動法人北海道NPOバンクが編集、出版した『NPOバンクを活用して起業家になろう!』に協力しました。
- (4) 北海道内の自治体や企業・団体に対して、協働の推進を働きかけるとともに、NPO団体等の相互扶助を促し、NPO団体等からの出資を募る取り組みを進めました。

4 情報発信

- (1) 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、NPOバンクサポーター便りを4回発行し、市民やNPO団体への広報・周知に努めました。
- (2) メディア・研究者・学生等の取材、NPO団体・行政等からの相談に対応し、「NPOバンク」の設立とその活動について広く周知しました。
- (3) 大学や他団体主催の講座で、「NPOバンク」の取り組みを広く紹介しました。

第2号議案 2006年度収支決算報告、監査報告に関する件

収支計算書

自2006年7月1日 至2007年6月30日

NPOバンク事業組合

単位:円

	科目	予算	決算	差異
I 経常収入	NPO共生連帯出資金	800,000	790,000	10,000
	NPOバンクサポーター出資	1,150,000	1,140,000	10,000
	寄付金収入	500	420	80
	雑収入	1,300	1,227	73
		1,951,800	1,931,647	20,153
II 経常支出	貸付金支出	0	0	0
	出資金支出	110,000	70,000	40,000
管理費	事務費	1,000	420	580
	合計	111,000	70,420	40,580
	経常収支差額	1,840,800	1,861,227	△ 20,427
	当期収支差額	1,840,800	1,861,227	△ 20,427
	前期繰越収支差額	2,319,590	2,319,590	0
	次期繰越収支差額	4,160,390	4,180,817	△ 20,427

1 資金の範囲は、現金預金、仮払金です。

2 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりです。

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	2,319,590	4,070,817
仮払金		110,000
額	2,319,590	4,180,817

貸借対照表

NPOバンク事業組合

2007年6月30日現在 単位:円

資産の部		負債及び正味財産の部		
I 資産の部 流動資産	現金・預金	4,070,817	II 負債の部 流動負債	
	立替金	0		
	仮払金	110,000		
	流動資産合計	4,180,817		流動負債合計
固定資産	貸付金	37,000,000	負債合計	0
			III 正味財産の部	
			出資金	41,179,500
			剰余金	1,317
固定資産合計		37,000,000	正味財産合計	41,180,817
資産合計		41,180,817	負債及び正味財産合計	41,180,817

財 産 目 録

NPOバンク事業組合

2007年6月30日現在 単位:円

		金額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現 金	手許現金	0	
普 通 預 金	北海道労働金庫本店	2,845,295	
普 通 預 金	北海道銀行南一条支店	1,225,522	
郵 便 振 替	南一条中郵便局	0	
仮 払 金	出資金払戻2名分	110,000	
流動資産合計			4,180,817
2 固定資産			
貸 付 金	北海道NPOバンクへ	37,000,000	
固定資産合計			37,000,000
資産合計			41,180,817
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計			0
1 固定負債			
固定負債合計			0
負債合計			0
正味財産			41,180,817

会計監査報告

監査を実施した結果、財務諸表は適正に処理されていることを認めます。

2007年 8月 3日

監 事 小 沼 千 佳 子

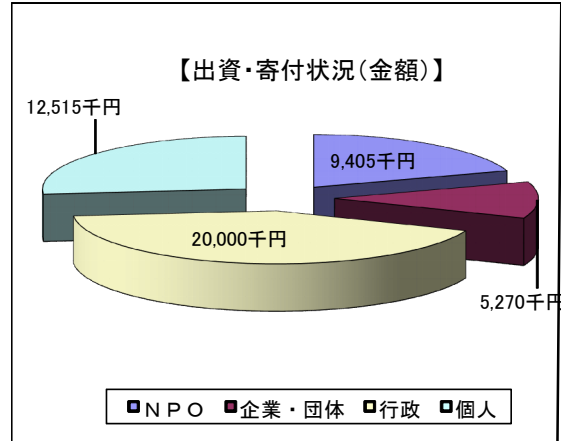
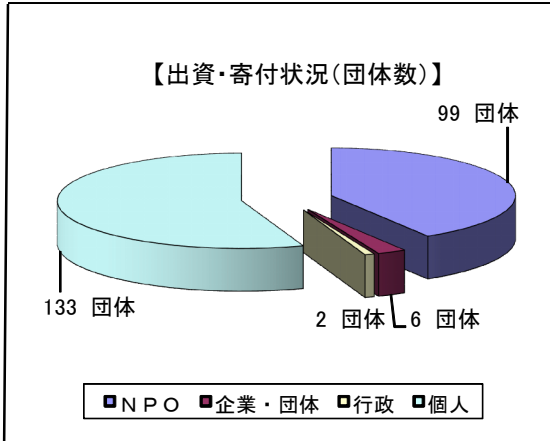
参考資料 1

■ NPOバンク(NPOバンク事業組合/北海道NPOバンク)総括表(2007.6.30 現在)

1 出資・寄付金状況(収入)

内訳

NPOバンク		内訳			
寄付金+出資金		NPO	企業・団体	行政	個人
団体数		99 団体	6 団体	2 団体	133 団体
金額	¥ 47,189,500	¥9,405,000	¥5,270,000	¥20,000,000	¥12,514,500



■参考資料[割合]

	NPO	企業	行政	個人
団体数	41.3%	2.5%	0.8%	55.4%
金額	19.9%	11.2%	42.4%	26.5%

2 融資状況(支出)

NPOバンク	合計	融資状況	
		一般融資	三ヶ月ローン
融資額	¥ 173,270,000	¥171,070,000	¥ 2,200,000
融資件数	108 団体	103 団体	5 団体
返済額	¥ 142,426,590	¥ 140,243,962	¥ 2,182,628
返済日未到来分	¥ 31,143,122	¥ 31,066,829	¥ 76,293

3 原資状況(残額)

NPOバンク
原資額
¥ 16,346,090

4 融資分野別融資状況(一般融資)

	融資金額		融資件数	
	金額	割合	件数	割合
つなぎ資金	¥ 100,670,000	60.4%	58団体	61.1%
運転資金	¥ 58,300,000	35.0%	32団体	33.7%
設備資金	¥ 7,800,000	4.7%	5団体	5.3%
合計	¥ 166,770,000	100.0%	95団体	100.0%

第3号議案 2007年度事業・活動計画に関する件

- 1 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、資金面でのNPO支援を行います。
- 2 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、市民やNPO団体への広報周知に努めるとともに、北海道内の自治体や企業・団体に対して、協働の推進を働きかけます。
- 3 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、市民やNPO団体が出資をしやすい環境(システム)づくりを検討します。
- 4 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、NPO団体等の相互扶助を促し、NPO団体等からの出資を募る取り組みを進めます。
- 5 特定非営利活動法人北海道NPOバンクと連携し、NPOバンク(NPOバンク事業組合／特定非営利活動法人北海道NPOバンク)に係る独自資料の作成など、大学や専門家の支援を受けながら、情報発信を行います。
- 6 全国NPOバンク連絡会と連携して、金融商品取扱法の施行や貸金業規制法の改正について対応します。

第4号議案 2007年度収支予算に関する件

収 支 予 算 書

自2007年7月1日 至2008年6月30日

NPOバンク事業組合

単位:円

	科目	前年度決算	予算	備考
I 経常収入	NPO 共生 連 帯 出 資 金	790,000	800,000	NPOからの出資金
	NPOバンクサポーター出資金	1,140,000	1,100,000	企業 篤志家からの出資金
	寄 付 金 収 入	420	500	
	雑 収 入	1,227	1,300	預金利息
		1,931,647	1,901,800	
II 経常支出	貸 付 金 支 出	0	0	
	出 資 金 支 出	70,000	110,000	
管理費	事 務 費	420	500	
	合 計	70,420	110,500	
	経 常 収 支 差 額	1,861,227	1,791,300	
	当 期 収 支 差 額	1,861,227	1,791,300	
	前 期 繰 越 収 支 差 額	2,319,590	4,180,817	
	次 期 繰 越 収 支 差 額	4,180,817	5,972,117	

第5号議案 定款の一部変更に関する件

変更後第 11 条

第 1 項 相続放棄の申し出期間 3 カ月に準じます。

第 3 項 1 項を確認しました。

変更後第 24 条

誤字を訂正しました。

変更後第 30、31 条

定款に配当をする旨の規定がある場合は、金融商品取引法の改正により第 2 種金融商品取引業として登録が必要となる可能性が強くなります。

現行	変更後
<p>(相続による加入)</p> <p>第 11 条 死亡した組合員の相続人は、第 7 条に準じ、加入申込書により速やかに届けなければならない。</p> <p>2 前項による届け出が出された場合、相続開始の時に組合員となったものと見なす。</p> <p>3 被相続人の持ち分につき、第 8 条第 1 項の要件を満たす限り、相続人で分割することを妨げない。</p>	<p>(相続による加入)</p> <p>第 11 条 死亡した組合員の相続人は、第 7 条に準じ、加入申込書により <u>3 カ月以内に</u>届けなければならない。</p> <p>2 前項による届け出が出された場合、相続開始の時に組合員となったものと見なす。</p> <p>3 <u>第 1 項による届け出がない限り、相続人は組合員としての地位を主張できない。</u></p> <p>4 被相続人の持ち分につき、第 8 条第 1 項の要件を満たす限り、相続人で分割することを妨げない。</p>
<p>(総会の議決事項)</p> <p>第 24 条 第 8 条第 3 項、第 14 条、第 17 条第 2 項、第 30 条第 2 項に規定する場合のほか、次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(総会の議決事項)</p> <p>第 24 条 第 8 条第 3 項、第 14 条、第 17 条第 2 項、<u>第 31 条第 2 項</u>に規定する場合のほか、次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。</p>
<p>(剰余金の処分)</p> <p>第 30 条 剰余金は、配当金、次期繰越金として処分する。</p>	<p>(剰余金の処分)</p> <p>第 30 条 剰余金は、次期繰越金として処分する。</p>
<p>(配当)</p> <p>第 31 条 配当は、口数に応じて按分する。</p> <p>2 配当は、追加出資により行う。</p>	<p>削除</p>

第6号議案 その他